

平成 28 年 6 月 1 日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

平成 28 年熊本地震被災者で研修手帳を紛失した方々の更新に関する災害特別措置について

1. 対象者等について

平成 28 年熊本地震に係る災害救助法の適用地区(以下、「被災地」という。)に在住または勤務していた研修認定薬剤師又は漢方薬・生薬認定薬剤師を対象とします。(小児薬物療法認定薬剤師については、追ってご連絡いたします)。

2. 具体的な手続きについて

この証明として、市町村が発行する「住民票」、「罹災証明書の写し」又は「勤務先の施設長が発行する公印による証明書」のいずれかを準備してください。

2-1) 平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月に期限切れを迎える方

- 新たな受講単位の取得は必要としません。
別添の図をご参照ください。
- 認定期間を当センターにて確認します。
- 必要書類を添えて更新手続きをしてください。

2-2) 平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月に期限切れを迎える方

- 研修手帳を都道府県薬剤師研修協議会又は日本薬剤師研修センターより有償にて入手してください。なお、漢方薬・生薬認定薬剤師の研修手帳は研修センターのみの取扱いです。
- 前回更新後 1 年目と 2 年目の受講単位は免除します。
別添の図をご参照ください。
- 3 年目は、5 単位以上(漢方薬・生薬認定薬剤師の場合は、必須研修 2 単位を含む。)を取得し、研修手帳に貼付してください。
- 必要書類を添えて更新手続きをしてください。

2-3) 平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月に期限切れを迎える方

- 研修手帳を都道府県薬剤師研修協議会又は日本薬剤師研修センターより有償にて入手してください。なお、漢方薬・生薬認定薬剤師の研修手帳は研修センターのみの取扱いです。

別添の図をご参照ください。

- 2年目と3年目は、各年ごとに5単位以上（漢方薬・生薬認定薬剤師の場合は、必須研修2単位を含む。）を取得し、研修手帳に貼付してください。
- 必要書類を添えて更新手続きをしてください。

3. 申請方法

- 研修認定薬剤師の更新時は、以下の書類を都道府県薬剤師研修協議会又は日本薬剤師研修センターへお送りください。
 - ①更新申請書
 - ②2-2) と 2-3) の方は研修手帳+「被災地」の証明書
 - ③申請料振込受領書の写し
 - 漢方薬・生薬認定薬剤師の更新時は、以下の書類を日本薬剤師研修センターへお送りください。
 - ①「被災地」の証明書
 - ②2-2) と 2-3) の方は研修手帳
 - ③申請料振込受領書の写し
4. 申請の期限は、期限切れを迎える日までとします（研修センターより発送する更新のお知らせにて確認してください）。ただし、今年9月末日までの方は今年末まで猶予します。
5. その他、以下の方は研修センターまでご連絡ください。
- 新規申請を間近に控えていた方で研修手帳を紛失された方。

